

1. 業務の概要

NTT東日本株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員の全てまたはいずれかを活用し、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様に対して、当社の地域電気通信業務で構築した電気通信設備とは別個に構築または調達する電気通信設備を用いたアプリケーションサービス等^{※1}の電気通信役務の提供及び当該電気通信役務の提供に付随する業務^{※2}を行うものである。

※1 本業務により提供が想定されるサービス例は以下のとおりである。

- ① アプリケーションサービス
- ② 遠隔でトラブルシューティング等を行うサポートサービス
- ③ ストレージ提供サービス
- ④ 情報通信機器の遠隔設定サービス
- ⑤ コンテンツ配信向けサービス
- ⑥ ローカル5Gサービス
- ⑦ その他、本実施基準に則って実施する業務

※2 付随する業務として想定される業務例は以下の通り。

- ① 電気通信回線に接続される端末設備等の販売・レンタル
- ② 電気通信回線に接続される端末設備等の設置・設定・管理
- ③ 当該電気通信役務を利用するためのサポート
- ④ 他の電気通信事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものの料金設定

また、必要に応じて全国のお客様に対して本サービスを提供することを目的とする他の企業等にも上記の業務を行うものである。

なお、本業務の実施において、当社は電気通信事業法第30条第4項各号及び、第31条第5項各号について、引き続き遵守する。

2. 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務で構築した電気通信設備とは別個に構築または調達する電気通信設備等、他事業者から調達したインターネット接続回線または伝送路等、当社が販売・レンタルし電気通信回線に接続される端末設備等を組み合わせ、アプリケーションサービス等の役務提供及び当該電気通信

役務の提供に付随する業務を行うものである。

また、当社の目的業務区域^{※1}外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社が設置する電気通信設備と連携事業者の電気通信設備を相互接続し、連携事業者の合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めて料金設定をあわせて行うことがある。

※1 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)第2条第6項(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)第4条による改正後のNTT法第3条第6項)において規定する区域。以下同じ。

3. 業務の収支計画の方針

個別業務の実施の都度、当該業務の収支計画が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規程に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

4. 所要資金の調達方法

個別業務の実施の都度、当該業務の開始に伴う所要資金の調達方針が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規程に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

5. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

本業務においては、下記の(1)～(3)の全て、またはいずれかを活用して業務を行う。

(1) 設備

地域電気通信業務を営むために保有する設備

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えである。

(2) 技術

地域電気通信業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

地域電気通信業務を営むために保有する職員。

6. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

ただし、当社が所有するボトルネック設備の利用を前提としない業務を実施する場合には、ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示については該当しない。

(1) ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたって使用する設備が第一種指定電気通信設備として指定されている場合、接続約款にそのアンバンドル接続料を設定する等のオープン化措置を講ずる。

また、第一種指定設備に指定されていないが、第一種指定設備との接続を円滑に行うために必要なものと位置づけられる場合についても、接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行う等により、接続の迅速性・公平性を確保する。

なお、本業務の実施にあたり、新たに目的業務区域外の伝送路等を調達する場合においては、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保した調達を行う考えである。

また、活用業務を営むに当たり、当社が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示する。

(2) ネットワーク情報の開示

当社が活用業務として提供するサービスと同様のサービスを他事業者が実現する場合に、必要不可欠なインターフェース等のネットワーク情報がある場合には、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で情報の提供を行う。

また、既に接続約款等で規定済みであるインターフェース条件等についても、国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく。

ただし、本業務に用いる設備、技術が市販で調達可能、または既に市場で普及している技術である場合には、他事業者も同様に調達・開発が可能であり、当該設備・技術に係るネットワーク情報の開示は不要と考える。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当社が活用業務として提供するサービスと同様のサービスを他事業者が実現する場合に、当社の保有する情報や OSS(オペレーション・サポート・システム)の中に必要不可欠なものがある場合には、アクセスの同等性確保に努める考えである。

例えば、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示する考え。

ただし、当該業務がすでに他の企業等が提供しているサービスと同様のものである場合、当社の保有する情報の中に必要不可欠な情報は無いと考える。

(4) 営業面でのファイアーウォール

営業面でのファイアーウォールについては、接続の業務を通じて知り得た情報および、卸電気通信役務の提供の業務で知り得た情報を目的外に利用しない。なお、接続の業務を行うにあたっては、電気通信事業法第31条第8項および同条で規定する総務省令において定められた措置を講じている。

また、電気通信市場における公正な競争を阻害するバンドルサービスの提供は行わない。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、接続関連情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務を営むに当たり、当社が特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことはしない。

本業務（当社が保有するボトルネック設備の利用を前提としない業務を除く）を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的事業者との接続を行う場合には、接続約款の規定に基づき接続し、他事業者との接続と同等の条件で行う等、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。